

探究・校務改革支援補助金 2025

(令和6年度 補正予算 地域未来人材育成支援民間サービス等利活用促進事業費補助金)

更新日：2025/4/10

よくある質問：制度概要について

【詳細については「探究・校務改革支援補助金公募要領（別紙含む）」を必ずご確認ください】

更新のあった設問は赤字の項目になります。

質問1： 事業スケジュールを教えてください。

質問2： 申請の手順を教えてください。

質問3： どのような事業者が補助対象者ですか。

質問4： 中小企業等の定義として従業員数にパートやアルバイトは含まれますか。

質問5： 補助対象となる事業者の要件を教えてください。

質問6： 探究・校務改革支援サービスを仕入れて販売している（代理店契約している）のですが、補助対象事業者となりますか。

質問7： 補助対象となる導入先教育機関の要件を教えてください。

質問8： 学校や自治体为本補助金を申請することはできますか。

質問9： 学校全体への導入のみが対象ですか。学年単位での導入でも申請できますか。

質問10： 補助対象となる探究・校務改革支援サービスの分類や要件等を教えてください。

質問11： 1事業者において探究・校務改革支援サービスを複数登録申請することは可能ですか。

質問12： 導入する探究・校務改革支援サービスがソフトウェアの場合、オンプレミス製品はなぜ補助対象外なのですか。

質問13： 補助対象となる探究・校務改革支援サービスと併せて導入されるハードウェアも補助対象となりますか。

質問14： どのような申請類型がありますか。

質問15： C.大企業を含むコンソーシアム型の申請を行う場合、同一のコンソーシアム内に大企業が2社以上参画してもよいですか。

質問16： C.大企業を含むコンソーシアム型の申請を行う場合、大企業ではなく中小企業等が幹事社となることは可能ですか。

質問17： 事業者登録申請について1つの事業者が単独での申請とコンソーシアムでの申請を同時に行ったり、複数のコンソーシアムに所属して申請を行ったりできますか。

質問18： 1回の補助金交付申請で、導入先となる学校等設置者や学校等教育機関の数に上限はありますか。

質問19： 過去の関連事業（働き方改革支援補助金2024、探究的な学び支援補助金 2023、EdTech 導入補助金 2022）を活用した同じ学校を、今回も導入先として申請できますか。

質問20： 過去の関連事業（働き方改革支援補助金2024、探究的な学び支援補助金 2023、EdTech 導入補助金 2022）における同一の事業者・学校等教育機関の組み合わせでの交付申請は不可となっているが、不採択となった学校等教育機関は申請可能ですか。

質問 2 1 : コンソーシアム申請の場合、補助金はどの事業者に交付されますか。

質問 2 2 : 1 人 1 台 PC 未整備の学校でも導入可能ですか。また、PC 教室等でのアカウント切り替えによる利用は可能ですか。

質問 2 3 : 事業者が、他社から仕入れたソフトウェアを提供する場合は補助対象となりますか。

質問 2 4 : どのような経費が補助対象ですか。

質問 2 5 : サーバー費は補助対象ですか。

質問 2 6 : 旅費は探究・校務改革支援サービスサポート費として補助対象ですか。

質問 2 7 : 通常の取引において、サポート費をサービス費に含めて価格設定している場合、サポート費を切り分けて申請する必要がありますか。

質問 2 8 : 月の途中でサービスの利用を開始した場合、利用費を日割り計上する必要がありますか。

質問 2 9 : 補助率と補助金額の上限額・下限額を教えてください。

質問 3 0 : 補助率が 1/2 (又は 1/3) 以下で交付決定される可能性はありますか。

質問 3 1 : 導入実証参加者数とは何ですか。

質問 3 2 : 実績報告提出時に必要となる証憑類を教えてください。

質問 3 3 : 新規設立のため直近 3 年度分の法人税の納税証明書その 2 を提出できないが代替書類はありますか。

質問 3 4 : 国の他の助成金・補助金との併用が可能ですか。

質問 3 5 : この(特定の)サービスは補助対象となりますか。

質問 3 6 : 2度目の交付申請はいつから可能になりますか。

質問 3 7 : サービスの説明資料およびホームページ等にて、本事業のロゴの使用は可能ですか。

質問 3 8 : サービスの利用料について、補助される部分以外の費用は学校が負担しますか。

質問 3 9 : タイプ①の申請について、今年は自治体の導入計画も事業者が入力できるということでしょうか。

質問 4 0 : 同一自治体(もしくは学校)に探究的な学びの高度化に資するサービスと、校務改革に資するサービスの両方のサービスを提供することは可能ですか。

質問 4 1 : 昨年までに、タイプ①の自治体連携型である学校にサービスを導入しました。その自治体内で、サービスを導入していない学校が存在しますが、今年度その学校への導入は補助対象となりますでしょうか。

質問 4 2 : 一つの学校において、ある企業のサービスAを利用する生徒が20名、サービスBを利用する生徒が30名の場合、サービスBを利用する生徒数が多いため、サービスAの20名に対してのサービスは補助対象外でしょうか。

質問 4 3 : 以前、無償トライアルをしたサービスについては、今回の補助金を活用して再度導入できるでしょうか。

質問 4 4 : 中間報告の際に必要な証憑類を教えてください。

質問 1： 事業スケジュールを教えてください。

公募要領等の公開：2025年3月4日（火） 暫定版公開
2024年3月14日（金） 確定版公開
事業者登録申請期間：2025年3月14日（金）～4月7日（月）
採択公表：2025年3月28日（金）（初回）※以降順次
補助金交付申請期間：1回目 2025年3月31日（月）～2025年4月17日（木）15時
：2回目 2025年4月17日（木）～2025年5月8日（火）15時

回答 1： 交付決定：2025年4月下旬予定（初回）*以降順次
補助金交付計画変更申請期間：2025年5月上旬～2025年11月28日(金)
事業実施期間：
・探究・校務改革支援サービス利用費：交付決定日～2026年3月31日（月）
・探究・校務改革支援サービスオプション費：交付決定日～2025年12月26日（金）
・探究・校務改革支援サービスサポート費：交付決定日～2025年12月26日（金）
実績報告期間：2025年12月1日(月)～2026年1月9日(金)15時

質問 2： 申請の手順を教えてください。

本事業は下記の二段階申請の方式を採用しています。

①探究・校務改革支援事業者及び導入予定の探究・校務改革支援サービスに係る**事業者登録申請**
回答 2： ②導入先（学校等設置者及び学校等教育機関）の基本情報、探究・校務改革支援サービスの導入活用計画（翌年度以降継続する場合の費用負担も含む）に係る**補助金交付申請**
①事業者登録申請において採択された事業者が②補助金交付申請の対象となります。
採択後、探究・校務改革支援サービスの導入活用計画等を検討の上、交付申請を事務局にご提出いただきます。

質問 3： どのような事業者が補助対象者ですか。

補助対象者は中小企業等および中小企業等とコンソーシアムを組む大企業（みなし大企業を含む）です。
中小企業等とは、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（法人に限る。以下、「中小企業者」という。）及び会社以外の法人であって中小企業者と同等の規模を有する者（中小企業者を除く。）となります。また、以下に定義する「資本金の額」「出資の総額」「常時使用する従業員数」のうち、いずれかを満たす法人（会社、特定非営利活動法人（NPO）、財団・社団、法人格を有する組合等を含む）とします。
中小企業等の定義に当てはまらない法人は、大企業となります。
また、中小企業等の定義に当てはまる場合でも、次のいずれかに該当する者は大企業とみなし、大企業に課される条件及び補助率を適用します。

回答 3： （1）発行済株式の総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
（2）発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
（3）大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者
（4）発行済株式の総数又は出資価格の総額を（1）～（3）に該当する中小企業が所有している中小企業者
（5）（1）～（3）に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
（6）事業者登録申請時点において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の平均額が 1 5 億円を超える中小企業者

業種	定義
サービス業 （ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く）	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下、又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及びその他の法人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下、又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及びその他の法人
その他の業種（上記以外）・会社以外の法人	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下、又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及びその他の法人

質問４： 中小企業等の定義として従業員数にパートやアルバイトは含まれますか。

回答４： 従業員数には常時雇用する「パート・アルバイト」を含みます。

質問５： 補助対象となる事業者の要件を教えてください。

補助対象となる事業者の主な要件は以下のとおりです。下記以外にも要件はございますので、詳細については「公募要領（別紙含む）」を必ずご確認ください。

・日本国において法人（本店）登記され、日本国内で事業を営む法人であること（個人事業主は対象とならない）

回答５： ・探究・校務改革支援サービスを学校等教育機関に対して導入できる中小企業等又は大企業（※）であること

（※）大企業（みなし大企業含む）は、中小企業等とコンソーシアムを構成した場合のみ補助対象事業者となる

・過去に自社サービスを学校等教育機関又は教育・学習支援業者（学習塾等）に対し提供・販売した実績を有する事業者であること 等

質問６： 探究・校務改革支援サービスを仕入れて販売している（代理店契約している）のですが、補助対象事業者となりますか。

回答６： 自社で取り扱う探究・校務改革支援サービスなら販売代理であっても対象となりますが、実態として同一のサービスを複数の事業者が重複申請する場合は、当該サービスは補助対象外として取り扱うので、留意してください。

質問７： 補助対象となる導入先教育機関の要件を教えてください。

補助対象となる導入先教育機関の要件は以下のとおりです。

・学校教育法第一条に定める学校（ただし、幼稚園及び大学を除く）

・高等専修学校

・教育支援センター（適応指導教室）

回答７： ・一定の基準を満たすフリースクール（※）（※）本事業におけるフリースクールの定義

①不登校児童・生徒に対する学習支援・指導・相談を主たる目的とし交付申請時点までに２年以上の活動実績があること。

②児童・生徒の在籍校との間に十分な連絡体制が構築されていること。

③複数世帯の児童・生徒（小、中学生）を受け入れていること。

・文部科学大臣の認定を受けた在外教育施設（海外の日本人学校等）

質問８： 学校や自治体为本補助金を申請することはできますか。

本補助金を申請することができるのはの申請者は探究・校務改革支援サービスを取り扱う事業者のみとなります。

回答８： 学校等教育機関や学校等設置者が本補助金により探究・校務改革支援サービスを導入したい場合は、導入したい探究・校務改革支援サービスを取り扱う事業者にご相談ください。（採択された事業者は採択一覧をご覧ください。https://www.tankyu-koumu.jp/selected_businesses.html）

質問 9： 学校全体への導入のみが対象ですか。学年単位での導入でも申請できますか。

学校全体への導入のみならず、学年単位やクラス単位での導入も可能です。事務局が求める導入効果の測定等に応じられる規模

回答 9： (少なくとも 1 学校あたり必ず 1 クラス相当分以上の児童・生徒に対して探究・校務改革支援サービスを導入する等)の探究・校務改革支援サービス導入実証を行う事業であり、導入する探究・校務改革支援サービスの数量(アカウント数等)は利用者数を超えない範囲(予備を含めない)とする必要があります。

質問 10： 補助対象となる探究・校務改革支援サービスの分類や要件等を教えてください。

学校等教育機関において、主に児童生徒を対象とし、学校活動において、ICT技術等を活用し、探究的な学びの高度化等を推進するサービス、もしくは、主に教職員を対象とし教職員の業務負担の軽減を図るサービスが対象です。 具体的には、以下に該当する

回答 10： ものが補助対象となります。 それぞれ、主たる提供サービスをメインサービスとし、主な対象とし、当該サービスに付随するサービスを「オプションサービス」と位置づけ、単独導入での申請は不可とし、メインサービスと併せて導入実証を行う場合のみ対象としています。

カテゴリ	業務名※	補助対象となるサービスの定義
1. 探究的な学びの高度化に資するサービス	1－1. メインサービス	児童生徒を対象として、「総合的な学習(探究)」の時間」及びその他教科等における探究的な学びの充実に資するサービス
	1－2. オプションサービス(個別プロセス支援)	探究的な学びの充実ににおける特定のプロセス(※)において役立つ機能に焦点を当てるもので、サポート費には該当しないサービス (※)「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」 ※制約要件：メインサービスと併せて導入実証事業を行う場合のみ対象
2. 教職員の業務効率化・省力化に支援するサービス	1. 朝の業務 2. 授業 3. 授業準備 4. 成績処理 5. 生徒指導(集団) 6. 生徒指導(個別) 7. 部活動・クラブ活動・児童会・生徒会指導 8. 学校/学年/学級経営 9. 職員会議等の会議 10. 事務 11. 研修等 12. 保護者・PTA・地域対応 13. 行政・関係団体対応	教職員の朝打合せ、朝学習・朝読書、朝の会、朝礼(朝会)、出欠確認等に係る業務の効率化・省力化を支援するサービス
		正規の授業時間に行われる教科・領域の授業や実験・実習、試験監督等に係る業務の効率化・省力化を支援するサービス (カテゴリ 1. 探究的な学びの高度化に資するサービスに関するものを除く)
		指導案作成、教材研究・教材作成、授業打合せ、体験学習や実験・実習の準備等の業務の効率化・省力化を支援するサービス (カテゴリ 1. 探究的な学びの高度化に資するサービスに関するものを除く)
		成績処理にかかわる事務、試験問題作成、採点、評価、提出物確認・コメント記入、通知表記入、調査書作成、指導要録作成等の業務の効率化・省力化を支援するサービス
		正規の授業時間以外に行われる給食・栄養指導、掃除時間、登下校指導・安全指導、児童生徒の休み時間における指導、健康・保健指導(健康診断、身体測定、けが・病気の対応を含む)、生活指導、全校集会等の業務の効率化・省力化を支援するサービス
		個別の面談、進路指導・相談、生活指導、カウンセリング、課題を抱えた児童生徒の支援等の業務の効率化・省力化を支援するサービス
		授業に含まれないクラブ活動・部活動の指導、特別活動(主に児童会・生徒会指導)等の業務の効率化・省力化を支援するサービス
		特別活動(主に学級活動)、連絡帳記入、学校・学年・学級通信作成、名簿作成、掲示物作成、動植物の世話、教室環境整理、備品整理、人事評価・自己評価、校務分享等の業務の効率化・省力化を支援するサービス
		職員会議、学年会、教科会、成績会議、その他教員同士の打合せ、情報交換、業務関連の相談、会議・打合せの準備等の業務の効率化・省力化を支援するサービス
		業務日誌作成、資料・文書(調査統計、校長・教育委員会等への報告書、学校運営に関わる書類、予算・費用処理に関わる書類等)の作成等の業務の効率化・省力化を支援するサービス
		校内研修、校内や校務としての勉強会・研修会、授業見学等の業務の効率化・省力化を支援するサービス
		学級懇談会、保護者会、保護者との面談や電話連絡、保護者対応、家庭訪問、PTA関連活動、ボランティア対応、コミュニティ・スクール対応等の業務の効率化・省力化を支援するサービス
		教育委員会関係者、保護者・地域住民以外の学校関係者、来校者(業者、校医等)の対応等の業務の効率化・省力化を支援するサービス
	2－2. オプションサービス	上記業務の効率化・効率化を支援するメインサービスに付随する役務提供で、サポート費には該当しないサービス ※制約要件：メインサービスと併せて導入実証事業を行う場合のみ対象

質問 11： 1 事業者において探究・校務改革支援サービスを複数登録申請することは可能ですか。

回答 11： 本事業における探究・校務改革支援サービスの補助対象要件を満たしており、補助対象となる探究・校務改革支援サービスの機能分類のいずれに属するかを説明できるものであれば複数登録申請が可能です。

質問 1 2 : 導入する探究・校務改革支援サービスがソフトウェアの場合、オンプレミス製品はなぜ補助対象外なのですか。

回答 1 2 : 今後の学校教育現場におけるクラウド活用が推奨されているため（クラウド・バイ・デフォルトの原則）、また、家庭学習ともシームレスな形で活用できることが望ましいこと、サービス・フォロー等の利便性を鑑みて、導入する探究・校務改革支援サービスがソフトウェアの場合は、クラウド製品のみを対象としております。

質問 1 3 : 補助対象となる探究・校務改革支援サービスと併せて導入されるハードウェアも補助対象となりますか。

回答 1 3 : 補助対象となる探究・校務改革支援サービスと併せて導入されるハードウェアであっても補助対象となりません。

質問 1 4 : どのような申請類型がありますか。

本事業における申請類型は下記の通り区分されます。

【A.中小企業単独型】

中小企業等の事業者が、単独で学校等教育機関に対して探究・校務改革支援サービスを導入する申請方式

【B.中小企業コンソーシアム型】 【C.大企業（みなし大企業含む）コンソーシアム型】

2社もしくは3社の事業者で構成されたコンソーシアムが、学校等教育機関に対して探究・校務改革支援サービスを導入する申請方式

※コンソーシアムを構成する事業者は最大3社までとする。

回答 1 4 : ※コンソーシアムを構成する事業者数ごとに、補助上限額が異なる。

※大企業の単独申請は不可、必ず中小企業等の事業者とコンソーシアムを構成したうえで申請すること。

※ 幹事社と構成員のいずれも、企業ごとに申請対象となる事業者の要件を満たすことを前提とする。

※ 構成する全ての学校活動支援事業者は、導入先となる全ての学校等教育機関に対して、自社で取り扱う探究・校務改革支援サービスを導入する必要がある。（探究・校務改革支援サービスの導入は行わず、導入サポート、保守等の提供のみを実施する事業者はコンソーシアムを構成（もしくは所属）し申請を行うことはできない。また、導入するサービスはそれぞれ異なる必要があり、共同開発した一つのサービスのみを導入することはできない。）

※ 導入先の学校等教育機関において、構成する全ての事業者のサービス導入・利用が確認できない場合、当該導入先は補助対象外となる。

質問 1 5 : C.大企業を含むコンソーシアム型の申請を行う場合、同一のコンソーシアム内に大企業が2社以上参画してもよいですか。

回答 1 5 : 同一のコンソーシアム内に大企業は1社までとなります。

質問 1 6 : C.大企業を含むコンソーシアム型の申請を行う場合、大企業ではなく中小企業等が幹事社となることは可能ですか。

回答 1 6 : C.大企業を含むコンソーシアム型の申請を行う場合には、必ず大企業が幹事社となる必要があります。

質問 1 7 : 事業者登録申請について1つの事業者が単独での申請とコンソーシアムでの申請を同時に行ったり、複数のコンソーシアムに所属して申請を行ったりできますか。

可能ですが、同一の事業者が、異なる申請者（構成企業が異なるコンソーシアムに所属するなど）として事業者登録申請を行える回数は3回を上限とします。またこのとき、同一の申請者が公募期間内に行える申請は

1回限りとし、次のような重複申請は認められません。

回答 1 7 : 例えば、中小企業等である事業者が単独申請を2回以上行うこと、同じ事業者で構成するコンソーシアムが複数回申請することが重複申請にあたります。

（単独申請は1申請まで、コンソーシアムでの申請も1コンソーシアムあたり1申請まで）

質問 1 8 : 1回の補助金交付申請で、導入先となる学校等設置者や学校等教育機関の数に上限はありますか。

1回の申請（「A.中小企業単独型」、「B.中小企業コンソーシアム型」、「C.大企業を含むコンソーシアム型」のいずれの場合も）における学校等教育機関の数に制限はございません。

回答 1 8 : ただし、公募要領「1-8.補助率及び補助上限額・下限額」で示すとおり、それぞれの申請類型に応じて、「1申請あたりの補助上限額・下限額」を定めているため留意のうえ、ご申請ください。

質問 1 9 : 過去の関連事業（働き方改革支援補助金2024、探究的な学び支援補助金2023、EdTech 導入補助金2022）を活用した同じ学校を、今回も導入先として申請できますか。

回答 1 9 : 過去の関連事業補助金において、補助金の確定を受けた事業者は、当該補助金を活用してツールを導入した学校等教育機関を本事業の導入先として申請できません。

質問 2 0 : 過去の関連事業（働き方改革支援補助金2024、探究的な学び支援補助金2023、EdTech 導入補助金2022）における同一の事業者・学校等教育機関の組み合わせでの交付申請は不可となっているが、不採択となった学校等教育機関は申請可能ですか。

回答 2 0 : 過年度（2024、2023、2022）において補助金を活用した学校等教育機関と同一の事業者の組み合わせが補助対象外となるため、不採択となった学校等教育機関は申請可能です。

質問 2 1 : コンソーシアム申請の場合、補助金はどの事業者に交付されますか。

回答 2 1 : コンソーシアム申請の場合、補助金は事業者コンソーシアム内の幹事社に一括で交付される予定です。

質問 2 2 : 1 人 1 台 PC 未整備の学校でも導入可能ですか。また、PC 教室等でのアカウント切り替えによる利用は可能ですか。

回答 2 2 : 導入可能です。

質問 2 3 : 事業者が、他社から仕入れたソフトウェアを提供する場合は補助対象となりますか。

回答 2 3 : 補助対象となります。

質問 2 4 : どのような経費が補助対象ですか。

補助対象となる経費・期間は以下となります。

①探究・校務改革支援サービス利用費

内容：本事業を実施するために必要な探究・校務改革支援サービスの利用料金の原価対象となる期間：交付決定日～2027年3月31日（最大）

※オプションサービス費については、交付決定日～2025年12月26日

②探究・校務改革支援サービスサポート費

内容：交付決定日以降に発生する探究・校務改革支援サービスを導入・利用するために必要となる主に教職員もしくは児童生徒に対して実施される以下内容。

回答 2 4 : 1. 初期設定・セットアップ費用の原価

2. 探究・校務改革支援サービスの操作・利用方法等についての説明会・導入研修、また、それらの準備費用等のパッケージ料金の原価

3. 保守・メンテナンス料、問い合わせ対応等のパッケージ料金の原価対象となる期間：交付決定日～2025年12月26日

※出前授業の実施等、サービスの根幹にかかわるサービスを提供する役務はサポート費に含まれない。

※原価算出方法：原価＝定価－利益 とする。（対象となる探究学習等サービスの定価から、当サービスを販売・提供した際の利益を引いた金額を原価とすること。）

※利益の算出方法は、申請者ごとの定義に一任する。

※利益等を排除した「原価」や「支払い原価」については、「補助事業事務処理マニュアル」の考え方に準じて説明できること。

なお、本実証事業を実施するために係る経費であっても、以下の費用は補助対象外となります。

■補助対象外となる経費

・補助事業実施期間中に探究的な学び支援事業者が利用するパソコンやタブレット等のハードウェアやその他事務機器等の購入やレンタル、リースに係る費用

・補助事業期間中に学校教育機関が利用するすべてのハードウェアの購入やレンタル、リースに係る費用

・導入先に仕様を合わせるためのカスタマイズの範疇を超えた開発費、もしくはそれに相当する経費

・水道光熱費および通信料、送料・運搬費

・広告宣伝費

・補助金申請、報告に係る人件費および申請代行費

・公租公課（消費税等）

・その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省および補助金事務局が判断するもの

質問 2 5 : サーバー費は補助対象ですか。

回答 2 5 : 通常の取引において、サーバー費用がサービス利用費にすでに含まれている場合はサービス利用費としてご申請ください。また、サーバー費用をサービス利用費とは別に請求している場合も事業者登録申請時はサービス利用費に含めてご申請ください。

質問 2 6 : 旅費は探究・校務改革支援サービスサポート費として補助対象ですか。

探究・校務改革支援サービスサポート費の対象は、交付決定日以降に発生する探究・校務改革支援サービスを導入・利用するために必要となる児童・生徒・教職員等に対して実施される、

1. 初期設定・セットアップ費用の原価

回答 2 6 : 2. 探究・校務改革支援サービスの操作・利用方法等についての説明会・導入研修、また、それらの準備費用等のパッケージ料金の原価

3. 保守・メンテナンス料、問い合わせ対応等のパッケージ料金の原価

となりますので、旅費は補助対象外です。

質問 2 7 : 通常の取引において、サポート費をサービス費に含めて価格設定している場合、サポート費を切り分けて申請する必要がありますか。

回答 2 7 : 切り分けて申請する必要はありません。なお、その場合はサービスの詳細に具体的なサポート内容についてご記入ください。

質問 2 8 : 月の途中でサービスの利用を開始した場合、利用費を日割り計上する必要がありますか。

回答 2 8 : 月の途中で利用開始した場合でも、利用費の日割り計上は不要です。

質問 2 9 : 補助率と補助金額の上限額・下限額を教えてください。

回答 2 9 : 補助率は申請類型ごとに一律とし、下記の補助上限額・補助下限額の範囲内で申請する必要があります。

申請類型	定義	補助率	探究・校務改革支援事業者又は探究・校務改革支援支援事業者コンソーシアムあたりの補助上限額	1申請あたりの補助下限額
A.中小企業単独型	中小企業等単独 + 学校等設置者及び学校等教育機関	1/2以下	導入実証事業に参加する児童生徒数(※ 1)×4,000円、導入先となる学校数×160万円、もしくは8,000万円のいずれか低い額	60万円以上
B.中小企業コンソーシアム型	<コンソーシアム構成企業2社> 中小企業等コンソーシアム + 学校等設置者および学校等教育機関		(イ) 導入実証事業に参加する児童生徒数(※1)×4,000円× <u>1.5</u> 、導入先となる学校数×160万円× <u>1.5</u> 、もしくは8,000万円のいずれか低い額	150万円以上
	<コンソーシアム構成企業3社> 中小企業等コンソーシアム + 学校等設置者および学校等教育機関		(ロ) 導入実証事業に参加する児童生徒数(※1)×4,000円× <u>2</u> 、導入先となる学校数×160万円× <u>2</u> 、もしくは8,000万円のいずれか低い額	
C.大企業(みなし大企業含む)コンソーシアム型	<コンソーシアム構成企業2社> 大企業(みなし大企業含む)及び 中小企業等コンソーシアム + 学校等設置者および学校等教育機関	1/3以下 (※2)	上記 (イ) と同じ	
	<コンソーシアム構成企業3社> 大企業(みなし大企業含む)及び 中小企業等コンソーシアム + 学校等設置者および学校等教育機関		上記 (ロ) と同じ	

(※1) 「導入実証に参加する児童生徒数」とは、「探究・校務改革支援サービスを利用することになる、児童生徒数」を指す。

(※2) コンソーシアムを構成する中小企業等に係る補助率も1/3以下となる。

・審査結果により交付決定額や補助金交付額は変わる可能性がある。

・補助金額の1円未満は切り捨てとする。

・補助金交付申請額に偏りが生じる等の場合には、交付決定額を調整する可能性がある。

・1申請者あたりの補助上限額は2回の申請の合計金額に対して適用される。また、補助上限額8,000万円については1事業者あたりの申請の合計金額に適用されるため留意の上、コンソーシアムを構成する場合は、必ず事業者ごとの申請額の内訳を明らかにすること。

質問 3 0 : 補助率が 1/2 (又は 1/3) 以下で交付決定される可能性はありますか。

回答 3 0 : 事業者登録申請や補助金交付申請の内容によって補助率は変動する場合がございます。

質問 3 1 : 導入実証参加者数とは何ですか。

回答 3 1 : 導入実証参加者数は探究・校務改革支援サービスを利用することになる児童生徒数のことです。

質問 3 2 : 実績報告提出時に必要となる証憑類を教えてください。

実績報告提出時に必要となる探究・校務改革支援サービス利用費・探究・校務改革支援サービスサポート費についての証憑類は以下となります。

(1) 『探究・校務改革支援サービス申込書(事務局指定様式)』

①導入先からいつ(申込日)、誰が(学校名、担当者名等)、何を(サービス名称、サポート内容)、いくつ(アカウント数、期間)希望されているかを確認できるようにすること。

②アカウント数量に予備を含めることはできないため精緻な探究・校務改革支援サービスの導入数量を検証の上、申し込みを受けること。

③金額の記載は不要

回答 3 2 : ※契約、申込み以降に数量に変更が発生する場合には、必ず変更契約・変更申込みを行うこと。

(2) 『探究学習等サービス納品書(兼)検収書(事務局指定様式)』

・サービスの納品(導入、利用開始)の日付、数量を、また導入先がサービス等を受領(検収)したことが確認できるようにすること。

(3) サポートの実施

・『サポート実施報告書(事務局指定様式)』及び『サポート実施検収書(事務局指定様式)』を用い、いつ、誰が、どこで、どのようなサポートを実施したかを確認できるようにすること。

・このとき、(1) 申込書に記載のサポート内容と実施されたサポート内容に差異がある場合、実施されていないサポートについては補助金が支払われない。

質問 3 3 : 新規設立のため直近 3 年度分の法人税の納税証明書その 2 を提出できないが代替書類はありますか。

法人設立後 3 年度分の決算を迎えておらず、直近 3 年分の各年又は各事業年度の納税証明書が提出

回答 3 3 : できない場合は、提出できる納税証明書(最低 1 年又は 1 年度分)をもって事業者登録申請が可能です。納税証明書が提出できない場合は、事業者登録申請を行えません。

質問 3 4 : 国の他の助成金・補助金との併用が可能ですか。

本補助事業と同一の内容で国(独立行政法人を含む)、地方自治体、民間(法人・団体・個人)の他の補助金、助成金等の交付を重複して受けることはできません。

回答 3 4 : ただし、補助対象となる事業内容(サービス・ソフトウェア、経費等)が重複しない場合は申請が可能です。

質問 3 5 : この(特定の)サービスは補助対象となりますか。

特定のサービスについて補助対象かどうかについては回答しかねます。

回答 3 5 : 公募要領をご確認いただき、対象であると判断される場合は申請ください。申請内容を事務局で審査いたします。

質問 3 6 : 2度目の交付申請はいつから可能になりますか。

回答 3 6 : 1度目の交付申請に係る交付決定等の後に、2度目の交付申請が可能となります。

質問 3 7 : サービスの説明資料およびホームページ等にて、本事業のロゴの使用は可能ですか。

回答 3 7 : 目的を問わず、基本的に本事業のロゴを使用いただくことはできません。

質問３８： サービスの利用料について、補助される部分以外の費用は学校が負担しますか。

回答３８： 本補助金の利用期間中におけるサービスの利用料のうち補助される部分以外の費用については、事業者側が負担するようにしてください。本事業終了後の負担については学校等教育機関や学校等設置者とご相談ください。

質問３９： タイプ①の申請について、今年は自治体の導入計画も事業者が入力できるということでしょうか。

回答３９： はい、導入計画については、自治体・事業者いずれの入力でも構いません。自治体が入力する場合は、事業者において子アカウントを発行いただく必要があります。詳細は交付申請時のマニュアルをご確認ください。

質問４０： 同一自治体（もしくは学校）に探究的な学びの高度化に資するサービスと、校務改革に資するサービスの両方のサービスを提供することは可能ですか。

回答４０： サービスが異なるのであれば、導入先が同じでも問題ございません。

質問４１： 昨年までに、タイプ①の自治体連携型である学校にサービスを導入しました。その自治体内で、サービスを導入していない学校が存在しますが、今年度その学校への導入は補助対象となりますでしょうか。

回答４１： 同一事業者と学校等教育機関の組み合わせが重複していないのであれば、タイプ①、②いずれでも申請可能です。

質問４２： 一つの学校において、ある企業のサービスAを利用する児童生徒が20名、サービスBを利用する児童生徒が30名の場合、サービスBを利用する児童生徒数が多いため、サービスAの20名に対してのサービスは補助対象外でしょうか。

補助上限額の範囲内であれば、サービスAの20名も補助対象となります。

回答４２： 補助上限額を算出する際の導入実証事業参加者数については、30名が適用されますのでご注意ください。（公募要領P25参照）

質問４３： 以前、無償トライアルをしたサービスについては、今回の補助金を活用して再度導入できるでしょうか。

回答４３： 既に同一の学校等教育機関において（事業者負担等により）学校等教育機関の費用負担なしで導入実証を行ったサービスである場合（行っている又は行うことが決定している場合を含む）、本事業の目的・趣旨に鑑み、補助対象とは認められません。

質問４４： 中間報告の際に必要な証憑類を教えてください。

回答４４： 学校等教育機関及び学校等設置者からの申込書、納品書、学校等教育機関からの検収書が必要です。